

平成 21 年

宝達志水町議会会議録

第 3 回定例会

平成21年 9 月 11 日 開会

平成21年 9 月 18 日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第57号 平成21年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第58号 平成21年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第59号 平成21年度宝達志水町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 議案第60号 平成21年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第61号 平成21年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第62号 平成21年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）
- 議案第63号 平成21年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第64号 平成21年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 指定管理者制度導入に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第66号 宝達志水町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 報告第20号 専決処分の報告について
専決第18号 平成21年度宝達志水町一般会計補正予算（第3号）
- 報告第21号 平成20年度決算に基づく健全化判断比率等について
- 認定第1号 平成20年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成20年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成20年度宝達志水町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成20年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成20年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成20年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 認定第7号 平成20年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 認定第8号 平成20年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について
- 認定第9号 平成20年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定について
- 認定第10号 平成20年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定について
- 請願第4号 「住宅リフォーム助成制度」（仮称）の創設を求める請願書
- 請願第5号 新要介護度認定制度の中止・撤回を求める意見を国に提出を求める請願書

平成21年9月11日（金曜日）

◎出席議員

1 番	萩 山 恭 子	8 番	守 田 幸 則
2 番	柴 田 捷	9 番	北 本 俊 一
3 番	津 田 勤	10 番	中 川 信 夫
4 番	中 谷 浩 之	11 番	金 田 之 治
5 番	川 崎 與 一	12 番	小 島 昌 治
6 番	岡 野 茂	13 番	北 信 幸
7 番	林 一 郎	14 番	近 岡 義 治

◎欠席議員

な し

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
教 育 長	山 下 茂
参 事	永 下 和 博
参 事	北 山 茂 夫
総 務 課 長	柏 崎 三代治
情 報 推 進 課 長	山 本 実
財 政 課 長	松 田 正 晴
住 民 課 長	林 谷 茂 和
税 務 課 長 補 佐	北 村 景 子
環 境 安 全 課 長	高 松 守 成
健 康 福 祉 課 長	源 大 恵
産 業 振 興 課 長	太 田 永 作
ふるさと振興室長	藤 井 能 富 夫
地 域 整 備 課 長	高 下 良 博

学校教育課長 栗原政典
生涯学習課長 土上 猛
会計課長 中村清康
志雄病院事務局長 鍛冶一良

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第57号 平成21年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第58号 平成21年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第59号 平成21年度宝達志水町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第60号 平成21年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第61号 平成21年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第62号 平成21年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第63号 平成21年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第64号 平成21年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第65号 指定管理者制度導入に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第13 議案第66号 宝達志水町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 報告第20号 専決処分の報告について
専決第18号 平成21年度宝達志水町一般会計補正予算

(第3号)

- 日程第15 報告第21号 平成20年度決算に基づく健全化判断比率等について
- 日程第16 認定第1号 平成20年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第2号 平成20年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第3号 平成20年度宝達志水町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第4号 平成20年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第5号 平成20年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第6号 平成20年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第7号 平成20年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第8号 平成20年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について
- 日程第24 認定第9号 平成20年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第25 認定第10号 平成20年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定について
- 日程第26 請願第4号 「住宅リフォーム助成制度」(仮称)の創設を求める請願書
- 日程第27 請願第5号 新要介護度認定制度の中止・撤回を求める意見を国に提出を求める請願書
- 日程第28 議案に対する質疑
- 日程第29 町政一般についての質問
- 日程第30 決算特別委員会の設置
- 日程第31 委員会付託

◎開会・開議

○議長（金田之治君） ただいまから平成21年第3回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（金田之治君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、8番 守田幸則君、7番 林 一郎君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（金田之治君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から9月18日までの8日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（金田之治君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から、平成21年7月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職、氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○議長（金田之治君） これより、本日町長から提出のありました議案第57号 平成21年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）から認定第10号 平成20年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 本日ここに、平成21年第3回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず、御参集を賜り、平成21年度の補正予算案を初めとする町政の重要課題について御審議をいただきますことに、心から感謝を申し上げます。

諸議案の説明に先立ち、本町を取り巻く諸情勢について若干述べさせていただきます。

最初に、ことしの夏は、前半から長雨が続くとともに、局地的な豪雨により全国各地において土砂崩れや浸水などの被害が続きました。本町におきましては、幸いにも被害報告はなされておりませんが、各地の被害状況から見ますと、ごく短時間に、かつ局地的な豪雨となる傾向にあり、予測が非常に難しくなっていることから、被害が甚大になっております。

本町では、石川県総合防災情報システムにより気象情報の収集に努めておりますが、町民の安全と安心を守るため、今後とも注意深く監視していきたいと考えております。

また、10月11日には、第5回目となる総合防災訓練を実施し、町民の皆様の参加のもと、地震及び火災時における初動体制の訓練と、防災意識の高揚に努めたいと考えておりますので、多くの住民の方々の参加を望んでおります。

次に、町政懇談会についてでございますが、さきに御案内のとおり、町の危機的な財政状況から、今後、町が行財政改革を積極的に進めていくためには、町民の理解と協力が不可欠であることから、去る7月27日から町内全集落を対象に12会場において町政懇談会を開催いたしました。

懇談会では、町の財政の状況と諸課題、それを踏まえての財政構造の見直しの必要性について説明させていただきました。

その上で、私の考え方として、県内で最悪である財政状況を一刻も早く健全なものにしなければならないこと、そして、合併後の町の規模に合った公共施設のあり方などについても述べさせていただきました。

これに対して、参加された町民の方々からは、このような財政状況になったことに対しての厳しい御意見や、今後の行革への取り組みに対する多くの要望・提言をいただきました。

今後、これらを取りまとめ、平成22年度以降に取り組むべき具体的方策を、12月定例会にお示しするため、現在、鋭意整備検討中でございます。

また、多くの方々から御意見をいただくため、今月17日に開催する行財政改革審議会におきましても、本町の厳しい財政状況を説明させていただき、今後の行財政改革内容について具体的な提言をいただく予定であります。

最後に、国内情勢についてであります。

御承知のように、さきに行われた衆議院議員総選挙では、民主党が300を超える議席を獲得し、長年続いた自民党政権から交代することになりました。

この政権交代を前に、さきの国における補正予算の執行が止まり始めており、県においてもこれに呼応して予定していた基金の創設を一部見送ったようであります。

昨年からの、100年に一度と言われる世界的な不況に対処するための経済対策として組まれた補正予算であり、これが凍結されれば景気の悪化につながりかねないと懸念される場所であります。

本町におきましても、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充てた事業として、本年6月及び7月の補正予算において、3億1,000万円余りの事業費を計上したところであります。

国の方針は、まだまだ先行き不透明ではありますが、これが凍結となれば、本町におきましても大きな影響は避けられないことから、民主党政権には補正予算の継続執行の英断を期待するとともに、その動向を見ながら慎重に予算執行をしたいと考えております。

以上、いろいろと述べさせていただきましたが、今後はこのような基本的な考え方のもとで町政運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、今後とも御指導・御鞭撻を賜りますよう、よろしく願いいたします。

それでは、今定例会に提出いたしました案件の説明に入らせていただきます。

最初に、議案第57号 平成21年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,983万5,000円を追加し、74億4,527万2,000円とするものであります。

補正の主な内容を歳出から順次御説明いたします。

最初に、総務費では、情報の地域格差是正や生活環境の安全・安心のため、町内における携帯電話の不感地帯である原、所司原、見砂地区の解消を年度内に終えるべく、工事請負費など所要の整備費を追加するものであります。

その他、吉野家担い手センターのアスベスト除去工事に要する経費、ケーブルテレビ事業特別会計への事務経費に係る繰出金を追加するものであります。

民生費では、このたび、本町が国のモデル事業「安心生活創造事業」を実施する地域福祉推進市町村に選定されたことに伴い、ひとり暮らしの高齢者世帯の方々の方がより安心して暮らせるよう、買い物などの日常生活支援などに要する経費を追加するのを初め、生活保護者への自立支援医療給付に要する経費、国が新たに就学前3学年のお子様1人当たり3万6,000円を支給する子育て応援特別手当に要する経費を追加するものであります。

衛生費では、後期高齢者医療事務に係る過年度国庫負担金の返還及び後期高齢者医療特別会計への繰出金を追加するものであります。

農林水産業費では、郡市農業改良推進協議会負担金及び青果物価格安定事業資金造成負担金の増額、森林境界調査及び森林被害調査に要する経費、緊急雇用創出交付金を活用し、林道の維持管理や復旧作業実施に要する経費などを追加するものであります。

土木費では、除雪対策として、雪寒指定路線に係る委託料、臨時職員の雇用賃金に要する経費、平成20年度決算により高資本費対策費及び元利償還額が確定したことに伴い、下水道事業会計への繰出金を基準どおり追加するものであります。

消防費では、新規入団者及び役員交代に伴う被服の購入に要する経費を追加し、消防施設整備助成金の創設に伴う所要の経費を組み替えするものであります。

教育費では、樋川小学校の下水道管接続に伴う下水道使用料を初め、各小学校における突発的な修繕に要する経費、押水中学校のトイレ修繕に要する経費、志雄中学校の給食設備の修繕に要する経費などを追加するものであります。

また、町内の小・中・高合同音楽会及び県民移動能宝達志水町公演の児童・生徒輸送に要するバス借上料、少林寺拳法全国大会に出場する選手に対する補助金を追加するものであります。

災害復旧費では、7月の集中豪雨により被災のあった農地1カ所、林道1カ所の復旧経費を追加するものであります。

以上が歳出予算の主な内容であります。

財源となります。歳入予算では、分担金及び交付金、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入を充てるものであります。

次に、議案第58号 平成21年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万3,000円を追加し、16億6,848万5,000円とするものであります。

歳出につきましては、一般被保険者の過年度資格喪失等による保険税の還付及び平成19・20年度国庫負担金の精算による返納金を追加するものであります。

歳入につきましては、平成20年度繰越金を充てるものであります。

次に、議案第59号 平成21年度宝達志水町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149万5,000円を追加し、693万7,000円とするものであります。

歳出につきましては、平成20年度支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金の精算による返納金を追加するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金を充てるものであります。

次に、議案第60号 平成21年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万7,000円を追加し、1億7,139万8,000円とするものであります。

歳出につきましては、平成20年度国庫支出金の精算による返還金を追加するものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を充てるものであります。

次に、議案第61号 平成21年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,393万8,000円を追加し、14億1,234万8,000円とするものであります。

歳出につきましては、基金の運用利子を介護給付費準備基金へ積み立てる所要額のほか、平成20年度国・県支出金、支払基金交付金の精算による返還金を追加するものであり、歳入につきましては、預金利子、平成20年度繰越金を充てるものであります。

次に、議案第62号 平成21年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ203万円を追加し、5,783万7,000円とするものであります。

歳出につきましては、大学病院からの医師派遣による嘱託医師報酬を追加するものであり、歳入につきましては、外来費収入を充てるものであります。

次に、議案第63号 平成21年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万2,000円を追加し、1億3,422万3,000円とするものであります。

歳出につきましては、さくらチャンネルデジタル化に係る設計業務委託プロポーザル審査委員会の委員謝礼等に要する経費のほか、ケーブルテレビ編集室移転改修に伴う設計委託に要する経費を追加するものであります。

なお、財源となります歳入予算につきましては、一般会計繰入金を充てるものであります。

次に、議案第64号 平成21年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、繰出基準の確定に伴う追加補正であり、収益的収入は5,827万円を追加し、6億2,372万7,000円とするものであります。

次に、議案第65号 指定管理者制度導入に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

これは、地方自治法の改正により、公共施設の管理・運営方法が変更され、これまで本町の集落センターで実施していた管理委託制度が地方自治法から削除され、かわって指定管理者制度が導入されたことに伴い、宝達志水町集落センター条例など7つの条例について改正するものであります。

次に、議案第66号 宝達志水町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、出産に係る経済的負担の軽減を図るため、国の緊急の少子化対策の一環として、平成21年10月から平成23年3月末までの暫定措置として、出産育児一時金を35万円から39万円に引き上げるものであります。

次に、報告第20号は、平成21年度宝達志水町一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分
分の報告についてであります。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、73億543万
7,000円としたものであります。

補正の内容といたしましては、歳出予算では、志雄中学校バレーボール部が、第30回北
信越中学校総合競技大会出場に要する経費、押水中学校が、第30回北信越中学校陸上競技
大会出場に要する経費を追加するものであります。

財源となります歳入予算は、財政調整基金を充てるものであります。

次に、報告第21号 平成20年度決算に基づく健全化判断比率等についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成20年度決算に基づく健全
化判断比率等について、町監査委員の審査に付し、その意見を付して議会に報告すること
が義務づけされております。

御存じのように、この法律により、平成19年度決算分から健全化判断比率及び資金不足
比率の算定並びに公表が初めて義務づけされたところではありますが、平成20年度決算分
からは財政健全化計画の策定等も義務づけされ、全面実施されております。

本町の平成20年度決算に基づく指標は、実質赤字比率、連結赤字比率とも、実質赤字額、
資金不足額が生じていないため、該当がありません。実質公債費比率につきましては、
20.2%と昨年度の18.7%から1.5%上昇しましたが、これは平成16年度の南部保育所整備
事業や電算システム統合整備事業等による元金の償還開始により、公債費がふえたこと
によるものです。また、将来負担比率につきましては、281.5%と昨年度の293.6%から
12.1%減少しましたが、主な理由としましては、一般会計の地方債残高や羽咋郡市広域圏
事務組合の地方債負担分等の減少によるものであります。公営企業における資金不足比率
については、資金不足が生じていないため該当なしとなっております。

平成20年度決算においてすべての指標は、早期健全化基準等を下回っておりますが、実
質公債費比率や将来負担比率においては、なお高い数値でありますので、今後も行財政改
革を大胆に進め、徹底した財政健全化の取り組みを推進し、財政の健全化を図っていくこ
とといたしております。

認定第1号から認定第10号までにつきましては、平成20年度の各会計の決算について、
地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定により、去る8月19
日、20日の2日間にわたって行われた決算審査における町監査委員の意見を付して、決算

書及び主要施策の成果等に関する説明書を提出し、認定を賜りたいとするものであります。

なお、平成20年度の予算編成及びその執行に当たっては、厳しい財政状況のもと、企業誘致の推進、教育施設の整備、農業基盤の整備、保健・医療・福祉の充実、子育て支援対策、上下水道及び幹線道路網の整備促進、産業の振興、生涯学習の推進など、各種政策課題に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、案件の提案理由を御説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる決議を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（金田之治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎質 疑

○議長（金田之治君） ここで、議案第57号から認定第10号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎一般質問

○議長（金田之治君） 次に、一般質問を行います。

宝達志水町議会会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

8番 守田幸則君。

〔8番 守田幸則君 登壇〕

○8番（守田幸則君） 私は、今定例会において、3点について御質問いたします。

初めに、本町の若者定住策についてであります。この件については、これまでも本会議や常任委員会の席上で幾度となく取り上げられてこられた問題であり、また、町執行部にあっても、この4年間、企業誘致の推進、優良宅地の整備促進に取り組むとともに、若者等定住バックアップ条例のもと、住宅新築等奨励金を初めとする各種対策をとられてきたことは認めるところであります。

しかし、現在、本町の人口はどうであるかと申しますと、平成17年3月1日に1万6,054名であったものが、本年3月1日では1万5,299人となり、この4年間で755人減少

するという大変厳しい現実があります。町当局にあっては、現在取り組んでおられる各施策の内容と効果について、早急に再点検する必要があるのではないかと思うところでもあります。

そこで、町長、担当課長にお伺いいたします。

現在、町が実施している若者定住策について、その概要と実績、さらには現時点において把握されておられる問題点、また、その問題点を踏まえた上で、今後の若者定住のための推進策や人口増を目指した新規施策の有無について、さらには、このような情報をどのように提供しているのかもあわせてお尋ねいたします。

私は、今回の質問を行うに当たり、何か参考にする情報がないかとインターネットで若者定住の4文字でキーワードを検索したところ、実に11万6,000件もの情報にヒットし、その情報の多さに改めて感心したところであります。

そして、その中にあって、本町とは明らかに異なる取り組みがなされており、特に印象に残ったのは、若者定住のための固定資産税減免制度でありました。この制度について簡単に説明しますと、現在、本町でも、ある一定の条件を満たした住宅、例えば面積120平方メートル以下の住宅を新築もしくは購入したときには、取得後3年間、その固定資産税の2分の1を減税しておりますが、これに加え、35歳以下の若者を対象とし、残りの2分の1も減税することにより、結果として35歳以下の若者は住宅を取得後3年間、固定資産税がゼロになるというものでありました。

本町では、転入者を対象に40万円から50万円を交付する住宅新築等奨励金制度はありますが、このように固定資産税を町単独で減税するという制度はありません。このため、現在既に本町に住んでいる若者が住宅を新築したときには、今ほど申しあげました住宅新築等奨励金ももらえず、町単独での税の減額もなく、あるのは全国どこの町でも行っている地方税法の規定に基づく2分の1の減税だけという現状にあります。

私は、本町の深刻なる人口減の現状を考えたとき、企業誘致や優良宅地の提供などによる若者の転入促進策はもちろん必要と考えますが、これに加え、現在、町に住んでいる若者の町外転出をいかに最小限に食いとめるかといった施策の充実を図ることが、本町の人口減少を防ぐ上で、より確実で即効性があるのではないかと考えております。税負担の公平性を第一に考えたとき、町単独で行う個人の固定資産税の減免について、疑問を持たれる人もおいでになるかもしれません。しかし、よく考えてみれば、現在でも若者定住のためにと誘致した企業には、固定資産税の減免を行っているところから、同じ目的で個人の

固定資産税の減免を行ったとしても、何の不都合もないと考えるところでもあります。

反対に、これまでのように、県内10市8町が行っている若者定住策と同じか、それ以下の施策を続けていても、他市町からの転入や若者定住は決して進みません。どうか町当局にあっては、私がただいま申し上げました例を参考とし、決してこれまでの前例にとらわれることなく、本町独自の施策のもと、果敢なる態度で若者定住に取り組まれることを期待するところでもあります。

次に、中学校統合問題についてであります。この件につきましても、これまでに幾度となく取り上げられている問題であります。今ここに、これまでの経緯についても一度確認したいと思います。

まず初めに、この中学校の統合に関しては、平成17年3月に宝達志水町が誕生した際に策定されました宝達志水町まちづくり計画の中において、中学校の統合に取り組みますと記載されたのが最初であります。

その後、平成18年3月に、行財政改革大綱において改革項目に規定され、平成19年9月には、中学校施設整備検討委員会から、2校の新設統合が最善であると答申がなされたところであります。続いて、同年11月には、町の今後の公共施設統廃合推進計画を定めるべく設置された公共施設統廃合検討委員会から、押水・志雄の2つの中学校を町内1校に新設統合し、より最適な学級数を確保して整備をすることが最善であるとの答申が出されました。

そこで、議会といたしましても、この計画の速やかなる実現に向け、平成19年12月に中学校建設特別委員会を組織し、今日までに7回にわたって委員会を開催し、統合中学校の問題について取り組んできたところであります。

最初に合併の際、検討されております統合中学校の新校舎の建設に関し、幾つかの点で質問をしたいと思います。

まず、考えられることは、中学校の建設問題というものは、単にどんな校舎を建設するかという問題だけでなく、いろいろな問題が見えてくると思います。第1に、一次的なこととして、生徒の心身の成長を支える教育を十分に保障する学校や校舎づくりという点、つまり明確な教育ビジョンというものを持ちながら、校舎建設を進めるということが大事かと思えます。

2点目は、町の長期的な教育行政の視点から考える必要があると思います。具体的には、現状のままで子供の出生状況が推移していきますと、将来、生徒数は徐々に減少し、およ

そ10数年たちますと生徒数は半減するという結果も出ております。これは保育所や小学校にも共通する問題であります、こうした問題についても校舎建設にどのように反映させていくのか。あるいは宝達志水町の教育ビジョン、教育施策にどのように反映させていくのかということが大事だと思います。

3つ目に、町の長期的な財政施策の視点から、この問題をしっかり検討するということだと思います。つまり財源対策、あるいは財政負担というものをどのように行っていくのか。もっと言うならば、町の行政が持続可能な財政施策の中でこの問題を検討するということでもあります。したがって、中学校の規模や建設費については、おのずから明らかになってくると、また、決めざるを得ないということが現実だと思います。

現在、教育委員会では、国における耐震補強に関する補助制度などを念頭に、押水・志雄の2中学校の現在地における改築案等も検討されておられるようですが、統合中学校の必要性については、これまで3年半にわたって検討を重ねてきた結果によるものでもあります。今ここにその方針が揺らぎ、新たな可能性についての検討に時間を費やし、中学校建設に関する最終決定がずるずるとおくれることにもなりかねません。気がついたときには、国の耐震補助金もなく、さりとて合併特例債を起こそうにも、それに伴う5%の一般財源がないという事態になりかねないのではと危惧しているところでもあります。

しかし、一番大切な決定がいまだに行われていないのも事実であります。その一番大切な決定というのは何かということではありますが、それは町長の統合中学校を建設するという大きな決断であり、意思表示であります。

町長は、本年4月に就任されたところから、これまで3年半にわたって検討を重ねてきた内容について熟知されていないことに加え、現在の町の統合中学校の建設予定年次が計画では平成25年・26年となっているところから、まだ4年も先の計画である、そんなに急いで判断しなくてもよいのではとお考えなのかもしれませんが、そうではありません。

現在、統合中学校建設に際し、その財源として予定されているのは合併特例債であります。この特例債は、事業費の95%まで借りることができ、その償還に際しては元利償還金の70%を交付税として町に措置してくれるというところから、実質3分の2の国庫補助事業と同じ事業ができるという大変有利な借金でもあります。

しかし、今ここに30億円規模の統合中学校を建設すると仮定したときの財源を検証してみると、30億円の95%、28億5,000万円は合併特例債で借りることができますが、残り5%、1億5,000万円は町の一般財源や基金で準備する必要があります。しかし、平成21

年度の現時点では、本町に町有施設整備基金 1 億9,800万円余りありますが、これはあくまでも町有施設全体の基金であり、中学校建設の特別基金などではありません。

このように、大変厳しい財政状況の中にあっては、急に平成25年度に統合中学校建設に着手するといっても、1 億5,000万円の一般財源や基金を準備できるわけでもないところから、この財源の確保のためにも、平成22年度から計画されておられる行財政改革による経費節減の目標値に、統合中学校建設時に必要となる一般財源の 1 億5,000万円を上乗せした上での目標値を決め、そして目標値の達成に向け、来年度から直ちに取り組まなければ手おくれになるのではと思うところでもあります。当然、住民の理解は必要であります。21世紀を担う子供たちのため、教育は町の第1の重要な施策であり、一日でも早く安心して学べる校舎の建設が大事かと思えます。

最後に、学校での児童・生徒の携帯電話の所持についてお伺いをいたします。

急速に広がる情報化社会の中で、今や日本人の過半数が利用しているインターネットに接続できる携帯電話の普及を背景に、子供たちの間でも携帯電話によるいじめや犯罪に巻き込まれるトラブルなどが全国的に多発しております。だれもが無意識のうちに被害者にも加害者にもしてしまい、ネット社会のセキュリティーや倫理面など、新たな問題が表面化しております。

こういったことを背景に、携帯電話が子供たちにもたらす悪影響を阻止しようと、文部科学省は、平成20年7月25日付で小中学校への携帯電話持ち込みを原則禁止する旨、都道府県の教育委員会に通知するとともに、情報モラル教育の充実を求めています。この通知を受け、石川県では平成21年6月議会において、いしかわ子ども総合条例の改正案が議員提出され、全国初で賛成多数で可決、来年1月施行ということとなっております。

これらのことを含め、教育長にお伺いいたします。

文部科学省、石川県は、小中学校への携帯電話の持ち込みは原則禁止が望ましいとしておりますが、当町における児童・生徒の携帯電話所持率は一体何パーセントであり、小中学生が携帯電話を所持することについてどのように考えておられるのか。また、文明の利器を正しく利用するとともに、子供たちをサイバー犯罪やネットいじめなど、ネット社会の危険から守るため、学校では子供たちにどのような取り組み、指導がなされているのかをお伺いし、私の一般質問を終わります。

○議長（金田之治君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 守田議員の御質問にお答えいたします。

若者定住策といたしましては、奨励金等として出産祝い金、住宅新築等奨励金、U・Iターン者の奨励金等の若者等定住バックアップ事業を実施いたしております。

これらの具体的な内容を紹介いたしますと、第1に、出産祝い金は、第3子以降の子を出産した方に対して、10万円を支給いたしております。

第2に、住宅新築等奨励金は、新たに本町に定住するため、他の市町村から転入し、新築または建売住宅等を購入し、入居した方に対して40万円、町及び土地開発公社が分譲した宅地を購入して新築した場合は50万円を支給いたしております。

第3に、U・Iターン者奨励金は、4年以上、県内につきましては5年以上であります。が、の転出期間があるUターン者またはIターン者について、3年以上定住した方に対して、単身者については5万円、家族帯同者に10万円を支給いたしております。

奨励金等の平成20年度実績といたしましては、出産祝い金12件、住宅建築等奨励金5件、U・Iターン者奨励金1件であります。

また、問題点としては、実績件数が年々減少傾向にあることが挙げられます。この理由といたしましては、他市町村でも同じような制度があり、当町の制度に特段のメリットが感じられないのではないかと考えております。

次に、新規の促進策があるかとの御質問であります。が、具体的には検討しているわけではありませんが、現在の制度の見直しを含め、他市町と比較してメリットが感じられるものにしなければならないと思っております。

例えば、家を新築した場合に一定期間の固定資産税を減免することや、上水道や下水道の分担金を減免することなど、新規の定住者が初期に多額の費用が必要となることの負担を軽減する方法が考えられます。

今後、若者定住、人口流出防止等を図る施策について、財政状況を見ながら具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

これら奨励金のほか、若者の定住促進や人口増加を図っていくためには、雇用の場の創出も重要なポイントの一つであると認識しております。

このようなことから、合併後に企業誘致で株式会社NTN宝達志水製作所では49名、いしかわグリーンパワー株式会社では10名、また、この関連会社のいしかわグリーンリサイクル株式会社で3名の雇用が創出されたことは、若者の定住化を図る上において、大変意義あることと考えております。

今後とも、若者の雇用の場の確保のため、鋭意、企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、定住策に関する情報提供についてであります。この件につきましては、所管の課長から説明させていただきますので、御了解をお願いいたします。

次に、中学校の統合問題につきましては、平成19年に中学校整備検討委員会において検討していただいた結果、町内1校に新設統合し、より最適な学級数を確保するよう整備し、学力向上を目指すことが最善であるとの基本方針が示され、同年11月に公共施設検討委員会から町公共施設統合推進計画として正式に町に答申がなされております。

これを受けて、平成19年12月の議会において中学校建設特別委員会を組織していただき、現在までに7回の委員会を開催し、各方面からの検討を行っていただいております。

さらに、私の公約に挙げておりますように、財政面上、慎重に取り組む必要があり、町民の意思を十分尊重しなければならないとの考え方から、町政懇談会で広く町民の意見等を拝聴するとともに、現在、教育長に教育委員会としての方向性を示してほしいと指示したところであります。

また、大きな財政負担を生じる案件でもありますので、財政課に対しても費用の積算の精度を高め、今後の財政見通しを綿密に検討するよう指示してあります。

これらの結果を総合的に判断し、しかるべき時期に方向性をお示ししたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（金田之治君） 教育長 山下 茂君。

〔教育長 山下 茂君 登壇〕

○教育長（山下 茂君） 8番 守田議員の御質問にお答えします。

最初に、当町の教育ビジョンについてであります。

6月の定例会でも申し上げましたが、教育行政は国・県の方針のもとに、本町の教育を担っていかなければなりません。

本町の教育のあり方につきましては、教育は人づくりを原点に、児童・生徒が安全で安心して学べる環境づくりを目指します。その中には、学力向上と心身の健全な育成が重要であると考えております。

学力につきましては、全国・本県の学力調査をもとに、長所を伸ばし弱いところを補完する指導の展開を求めてまいります。また、心身の健全な育成には、基本的な生活習慣の確立が不可欠であり、小中学校との連携を密にするとともに、先ごろ発表されました全国

学力テストの調査結果から、本町で取り組むべき課題を把握し、きめ細かな指導をお願いしているところであります。

生徒数の減少に伴う教育ビジョンであります。部活動面では規模の小さな学校に制約は受けませんが、小さな学校がすべて劣るというものではないと考えております。

いずれにしても、将来を担う子供たちの育成には、町の教育力が問われることになります。そのためには、学校長を初めとする各教員が教育力を高めるために、切磋琢磨する環境づくりが必要であると考えており、今後さらに検討を重ねてまいります。

次に、児童・生徒の携帯電話の所持につきまして、議員御指摘のとおり、石川県議会平成21年6月定例会において、いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例が可決され、その第33条2項において、携帯電話の利用制限が記されております。

この条例は「小中学生には、防災、防犯その他特別な目的を除き、携帯電話端末等を持たせないように努める」との内容になっています。

携帯電話やPHSなどは、利便性の高い通信手段として青少年の間でもポケットベルにとってかわり、その普及率は急速に伸びつつあり、上手に使えば大変に利便なものであります。

このような急激に広まった携帯電話等を青少年がどのように活用しているのか。青少年の非行防止、健全育成に向けて取り組んでまいります。

児童・生徒の所持率、学校での取り組みにつきましては、課長より答弁させていただきますので、御了承願います。

○議長（金田之治君） 情報推進課長 山本 実君。

〔情報推進課長 山本 実君 登壇〕

○情報推進課長（山本 実君） 8番 守田議員の若者定住促進支援に関する情報提供についてのお尋ねについてお答えを申し上げます。

若者等定住バックアップ制度につきましては、折に触れて、広報宝達志水でお知らせをさせていただいておりますほか、転入時などにおきまして窓口でチラシなどをお渡しし、その周知に努めてもいるところでございます。

また、ホームページについても掲載させていただいておりますが、ホームページを開いても、多岐にわたる情報がたくさんあるため、正確な言葉での検索が煩わしい操作も必要になるということから、結果として欲しい情報が直ちに行き渡らないということも多く、利用者の皆様に欲しい情報が容易に入手しにくくなっているということも否定できません。

そこで、もう少し検索の目標となります見出し言葉の整理、あるいは検索項目の増加を図るほか、類似の言葉でも検索ができるように改善をするとともに、全職員の研修会を開催させていただき、より利用していただきやすいホームページとなるよう工夫してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（金田之治君） 学校教育課長 栗原政典君。

〔学校教育課長 栗原政典君 登壇〕

○学校教育課長（栗原政典君） 守田議員の携帯電話に関する御質問でございます。

携帯電話の所持の状況につきましては、小学校6年生と中学3年生を対象といたしまして、全国学力調査の中において調査がされております。中学3年生では、66.2%の生徒が「携帯を持っていない」というぐあいに回答いたしており、3人に1人が所持しておられると思われま。また、小学校6年生では、10人に1人が携帯電話を所持していると思われま。

学校における取り組みや指導につきましては、宝達志水町PTA連合会研究協議会、これは昨年11月15日に開催いたしておりますが、その席上で携帯電話の校内持ち込みの禁止とインターネットによる危険や弊害について説明し、協力をお願いしたところであります。

また、ことしの夏休みの子供たちへの配付物の中にあります「生活の決まり」という中で、インターネットに対する注意を促したところであります。

石川県市町教育委員会連合会では今後、携帯電話に関する調査を実施する予定であります。

今後も青少年による携帯電話端末の適切な利用に関して、各学校と連絡を密にし注意を払っていきたいと考えています。

○議長（金田之治君） 8番 守田幸則君。

〔8番 守田幸則君 登壇〕

○8番（守田幸則君） 若者の定住策についてであります。先ほど町長さんの答弁の中にもありましたが、固定資産税、また、下水道料金等々も含めての見直しもされていかれるような前向きな答弁であったかなと思います。しかし、ぜひとも、現在当町に住んでいる若い人たちのことも考えて見直しもされたいなと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思ひます。

また、先ほど情報推進課長のほうから、情報の提供での説明があったわけですけれども、今ほど説明にあったとおり、ホームページを見ましてもなかなかこの部分にたどり着けな

かったのが現実でありますし、例えば、見出しに若者定住策と書けばそこからつながっていく。これは単にこの今の若者定住だけでなくして、町のあらゆる情報についても、わかっている人であればたどり着けるが、わからなかったらそこへなかなかたどり着けないというのが今ほど申されたように現実かなと思っておりますので、早急に改善をしていただきたいなとお願いをいたします。

また、中学校の統合については、決まっていることは2つほどあるんですよ。平成23年度までに公共施設を耐震化しなさいと。しからば当町の中学校は耐震補強で対応できるのかということになってきますと、いささか難しい、できないという判断も出ておると思っておりますし、またそれに加え、耐用年数という問題も出ております。

また、改築という問題になってきますと、生徒数が減少していく中、そしてさらには公共施設の統廃合という中、果たしてその辺が妥当なのかどうなのかという問題もあります。

さらには、合併特例債、これも合併してから10年、平成27年度までということが決まっております。であるから心配をし、速やかに進めていただきたいというような質問もさせていただきまして、当然6月議会の中での答弁の中身もわかっております。

そういった中で、あえてやはり質問をさせていただいたのは、先ほど教育長にも質問をしたとおり、いきなり統合、どちらも決まっていなくても、統合ということになった場合、果たして2校の生徒がいきなり同じ部活、同じ教室で学べるかということ、やはり難しい問題も出てくると思う。その辺が心身の教育にもつながっていくのかなと思っております。部活にしろ何にしろ早くそういった物事を決め、お互いに交流をさせるのかどうするのか、そういったことがもっと大事になってくるのではないかと考えております。

また、過去の新聞に中学校統合用地3カ所候補が挙がっておりました。しかし、私は今、町民から「場所はどこやね」ということも聞かれますが、一番大事なのは、やはり阪神・淡路大震災から耐震補強という問題が取りざたされ、比較的地震が少ないという石川県でも能登半島沖地震があり、近年のニュース速報でも、月に1回くらい日本じゅう各地で地震の速報が流れております。

こういったことを考えたとき、やはり一日も早く将来の子供たちが安心して学べる校舎の建設に取り組むということが大事であろうかと思えます。ぜひとも一日でも早い御決断のもと、そういったことに対し取り組んでいただきたいなと思い、あえて質問をさせていただきましたのでお願いをいたします。

携帯電話の問題であります、本当にこの携帯というものは便利でありまして、今では

小学校、中学校、昔からしたら考えられない。しかし、使い方を一つ間違えたら大変な問題になってしまう。今後もやはりそういった正しい使い方、これが一番大事なのかなと思っておりますし、そういった取り組みに向けて、やはり学校と連携をとりながらやっていただきたいなと思っておりますし、持つな、持つなと言えは言うほど持ちたくなるのが子供の原理かなという気もいたします。そういったこともどうか考慮され、今後もきちんとした使い方でやっていただきたいなと思っております。この辺よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（金田之治君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 守田議員の再質問にお答えいたします。

若者定住対策についての検討につきましては、今ほど守田議員の発言の趣旨を十分尊重いたしまして、検討させていただきたいと思っております。

それから、統合中学校につきましては、しかるべき時期に決断したいということをお願いいたしましたけれども、これも耐震は23年度まで、それから合併特例債といたしたら26年度までという期限がありますので、できるだけ繰り上げた時期に表明させていただきたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（金田之治君） 教育長 山下 茂君。

〔教育長 山下 茂君 登壇〕

○教育長（山下 茂君） 統合のほうでございますが、町長のほうから教育力ということについて諮問を受けておまして、それについて教育委員会のほうで現在検討中でありますし、いろいろなところの準備についてはしていきたいというふうに考えております。

それから、携帯電話のほうでございますが、議員御指摘のとおり、持たせるというのは非常に難しいかなというふうに考えておりますので、正しい使い方をまた学校当局を通じて指導してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（金田之治君） 8番 守田議員。

○8番（守田幸則君） 持たせるじゃなくて、持たせないほうが難しいということです。

○議長（金田之治君） 次に、2番 柴田 捷君。

〔2番 柴田 捷君 登壇〕

○2番（柴田 捷君） 平成21年第3回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

初めに、19年度決算分から地方公共団体の財政の健全化に関する法律によります平成20

年度の財政指標につきましては、先ほどの町長の提案理由の御説明の中にもありましたので、詳細は申し上げませんが、なお高い数字でありまして、19年度と同様悪い状況には変わりはなく、徹底した行財政改革を実施し、早期に財政健全化を図らなければ、町の将来が見えてこないのではないかなど心配をしているところでございます。

そこで、津田町長に3点についてお尋ねをいたします。

まず、行財政改革の推進体制についてでございます。

本町における行財政改革については、今さら申し上げるまでもなく、平成18年に策定した宝達志水町行財政改革大綱に基づき、取り組まれていることは御承知のとおりでございます。

行財政改革大綱の推進につきましては、行財政改革推進本部が中心になり、全庁的な体制で取り組むほか、行財政改革審議会に実施状況の報告や意見提言を伺い、広く町民に進捗状況を公表し、意見の反映を図ることとなっております。4月にスタートいたしました新体制のもと、推進体制の充実強化を早急に確立し、町民の目線に立った実効ある改革に大きな期待をしているところでございます。

そこで、1点目は、現在の推進体制についてお尋ねをいたします。

まず、本年度の審議会の委員の選定はどのようになっておりますでしょうか。また、推進本部及び専門部会の構成はどのようになっておりますでしょうか。

2点目は、推進本部会議と審議会の開催についてどのように考えられておりますでしょうか。

3点目は、町民に対する行財政改革審議会の会議内容等の公表と、町民の意見が反映できる仕組みについてであります。

私は、昨年、平成20年第1回及び第3回定例会におきまして、審議会の会議内容及び会議資料等の公表について、あわせて町民の意見が反映できる仕組みについて質問をいたしました。その結果、審議会結果及び会議資料については、ホームページ等を通じて公表し、審議会の会議内容については、できるだけ報告はし、会議資料のみということは避けたい。また、町民の意見が反映できる仕組みについては検討したいとの答弁がございましたが、現在、必ずしもそのようになっていないようであります。町民に対する行財政改革審議会の会議内容等の公表と、町民の意見が反映できる仕組みについて、どのようなお考えなのかを再度お聞きするものでございます。

次に、新体制発足後の取り組みについてでございます。

津田町政におかれましては、既に6カ月が経過しようとしております。この間、行政組織の機構改革、課長会議、課長補佐会議の見直しなどの施策を実施されておりますが、行財政改革についての取り組みのほか、細部にわたる諸課題も見えてきたのではないかと考えております。

施策の中には、さきの定例会で答弁がございましたように、公共施設の統廃合など町民の理解が不可欠な施策は別といたしましても、早期に実施し、先送りできない多くの課題等があるのではないのでしょうか。

特に、公約でございます積極的な行政情報の公開や、職員の意識改革をさらに促し、常に前向きに行動する町役場を目指したいとする施策は、何よりも先に実行する施策ではないかと思うものであります。この6カ月はあっという間に過ぎ去ったと思いますが、改革にはスピードも必要であり、この1年が勝負の年ではないかと考えております。

そんな中で、この半年を振り返り、今後実施予定の施策も含めて重点的に取り組まれた施策の概要と効果等について、主なもので結構でございますからお聞かせ願いたいと思います。

最後に、町政懇談会についてであります。

町政の主人公は町民であり、町民の意見や願いが町政に反映されなければなりません。今回の町政懇談会には、私も参加いたしました。町民の方々から、町政や議会に対する多くの意見・要望等が出され、町政の方向性が見出されたのではないかなと、思っておるところでございます。また、これから取り組む新たな課題も見つかったのではないかなというふうにも思っております。

町政懇談会は、町を変えたいとの強い意思のあらわれでもあり、また、大きなエネルギーが必要ですが、これからも町政懇談会を開催していただきたいと思っている一人でもございます。そこでまず、町民に何を訴えられ、その結果、どのように感じられたのでしょうか。感想をお聞かせ願いたいと思います。

次に、町民の方々から多くの意見・要望等があったと思いますが、主な意見・要望等とそれに対するお答えをお聞かせ願えれば幸いです。

また、懇談会の席上、即答できなかった意見・要望等があったと思いますが、これらに対するフィードバックをどのように考えておいででしょうか。

今回の懇談会の参加状況はいかがだったのでしょうか。参加されなかった町民の方々に対し、何らかの対策を考えておいでますでしょうか。

次に、町政の現状について、十分説明できたとお考えでございましょうか。あわせて、改革の次のステップとして、懇談会を開催されるお考えがございませうでしょうか。

以上をお聞きし、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（金田之治君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

最初に、今年度の審議会委員の選任状況についてお答えいたします。

審議会委員につきましては、町行財政改革審議会設置条例第3条の規定で、10人以内で、任期は2年ということになっております。

委員の選任につきましては、前任者の任期が平成20年度末で終了しまして、今年度から改めて委嘱することにしております。

現在、各種団体からの推薦をいただいた8名と、広報宝達志水や町のホームページでの一般公募により応募のありました1名を委員として内定いたしておりまして、今月17日に第1回目の行財政改革審議会を開催し、正式に委員の委嘱をさせていただくことしております。

次に、推進本部、専門部会の構成についてでありますけれども、推進本部は、本部長に永下参事を充て、以下課長級以上の者で構成しております。

また、専門部会につきましては、課長補佐級等の職員で、機能性を持たせるために3つの専門部会を構成いたしております。

次に、推進本部会議と審議会の開催をどのように考えているかとのことではありますが、御承知のとおり、審議会につきましては、町の行財政改革の推進に関する重要な事項を調査し、審議していただく組織でありまして、審議会委員には、本町の厳しい財政状況にかんがみ、財政再建のための積極的な御意見をいただきたいと考えております。

そこで、第1回目の審議会におきましては、現在の町の財政状況と今後の行財政改革の方向性について御説明をし、まず現状認識していただくために、町政懇談会に提示した8つの行革項目について提言を受けたいと思っております。

この審議会での提言や町政懇談会等における町民からの御意見・御要望を含め、推進本部会議において行政全般にわたる事務事業を慎重審議し、行財政改革のための具体的な方針案を策定する予定であります。

その後、推進本部会議で策定した行革方針案を、再び審議会で審議していただき、平成

22年度以降の具体的な行財政改革の内容として答申をいただこうと考えておるところでございます。

次に、ホームページ等を通じて、審議会の会議内容等の公表と町民の意見が反映できる仕組みづくりについてであります。審議会の会議資料につきましては、平成18年度からホームページに掲載しており、今後は会議内容も含めて掲載をしたいと考えております。

また、町民の意見が反映できる仕組みづくりにつきましては、町政懇談会等で直接町民の皆様の御意見を伺ったり、町づくりレターやメール等でいつでも御意見をいただく環境も整えておりますので、今後も町民参加のもと、協働のまちづくりを目指す所存であります。

次に、私が就任後において取り組んだ内容とその効果についてであります。

私は、町長に立候補するに当たって「住民参加」「情報公開」「住民第一」を基本に町政を行うことを町民に約束してまいりました。

これは、町の財政状況が非常に厳しい状況にあり、一刻も早く行財政改革によって財政を立て直す必要があると感じていたからで、そのためには、町民の理解と協力がなければ改革ができないことから、これを得るべく行財政に関する情報を積極的に公開し、町民の声を町政に反映することが重要であるからであります。

このため、さきの質問にもお答えいたしました。町政懇談会を開催したところであります。

また、さきの機構改革により新設したふるさと振興室においては、現在、我が町が過疎化と高齢化によって失いつつある元気・活力を再生させようと、各集落における特色・魅力を掘り起こすためのふるさと情報調査を行っているところであります。

今後は、この調査結果を取りまとめ、各集落の魅力を全国各地に発信していくことで、町の各集落の地域力の向上と地域間交流が促進され、地域の活力を回復させることができると考えているところでございます。

そのほか、情報公開に耐え得る入札制度改革や職員の意識改革を求めるため、課長会議並びに課長補佐会議を隔週で開催し、幹部職員並びに役場全体が住民目線に立って緊張感を持った誠実なサービスの徹底と、事務の迅速化を指示しているところであります。そして、よいサービスを提供するために、他市町村は同業他社であるという認識のもとで、よいところを参考にして町独自のすぐれた行政手法を考えながら仕事をするよう指示しているところであります。

現在、全職員に対しましては、政策・施策または事務改善に対する職員提案制度を実施しており、今月を強化月間と定め、全職員に提案を求めるなど、意識改革の高揚に努めているところであります。

また、職員の職務における考え方、取り組み方の変革を求めるとともに、職員の資質向上を図るため、職員研修も逐次実施することといたしております。

まだまだ至らないところもあるかと思いますが、議員の御指摘を肝に銘じて、さらなる向上に努めたいと思っております。御指導・御鞭撻をお願いいたします。

次に、このたび、町内12会場で開催した町政懇談会において何を訴え、その結果どのような感想を持ったかとの御質問であります。議員御指摘のように、町政の主人公は町民であり、町民の意見や願いが町政に反映されなければならないものと考えております。

したがって、町政懇談会の開催は、町民の声が直接行政に反映する仕組みの一つであるとも考えております。行政と住民が同じスタートラインに立ち、同じ目線から相互理解を深め、共通した認識を持つことが大変重要なポイントであると考えております。

このような意味から、今回の町政懇談会は何よりもまず、未曾有の危機的な状況にある町の財政状況を住民の方々に知っていただけるよう、町の一般会計を一般家庭に例えながら、配布資料もできるだけわかりやすいものに工夫し、説明に努めました。

具体的には、合併前と合併後の、そして将来見通しについて、順を追って説明し、町の財政構造の見直しの必要性を強く訴え、今後の財政再建に向けた基本的な考え方をお示しながら、御理解と御協力を求めたところであります。

会場では、町政に対する厳しい住民の生の声を直接聞くことができました。住民一人一人の思いをストレートに感じることもできました。その結果につきましては、住民との共通認識を深める意味で、所期の目的は達成できたと考えております。

次に、各会場において出された主な意見・要望とそれに対する回答についてであります。住民からいただいた数多くの御意見・御要望の中で、主なものを申し上げます。ケーブルテレビ事業の費用と効果、中学校の統合問題、押水クリニックの統廃合、職員の意識改革と人件費の削減、岡部家の改修目的、借入金の縮減、補助金の削減、遊休地処分の進捗状況、免田用地の状況、下水道事業の水洗化率、町税の滞納整理、税率の見直し問題、企業誘致の推進などに関する質問が比較的多く出されました。そのほか、女性の参加者からも建設的な御意見をちょうだいいたしております。

これらに対する回答につきましては、回答可能なものについてはその場で回答いたしま

したが、即答できなかったものや回答を求められたものについては、後日文書で回答いたしましたし、まだ一部回答していないものも残っておりますけれども、それにつきましては、できるだけ早い時期に回答するよう対応してまいりたいというふうに考えております。

さて、今回の町政懇談会の参加状況であります。町内12会場で延べ460人、全世帯数の約1割の参加がありました。なお、参加することができなかった町民の方々のために、懇談会での御意見・御要望の状況を町広報等を通じまして紹介し、御理解をいただきたいと考えております。

最後に、今回の町政懇談会のみで、財政状況や行政全般における町民に対する説明責任を果たしたとは考えておりません。今後とも財政の健全性を取り戻すことが私に与えられた責務でありますので、できるだけ住民の方々とお話しする機会を設けまして、御理解を賜っていくよう努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、各種団体等の会合等にもできるだけ積極的に出向きまして、機会を与えていただいて、そういう機会もとらえまして今後とも説明責任をまた果たしていきたいというふうに考えております。

また、集落単位で行う開催につきましては、今のところは希望はございませんけれども、希望があればいつでも出向いて御説明するよう準備いたしておりますので、ぜひお申し出いただきたいというふうに願っているところでございます。

なお、細部につきましては、所管の課長から御説明させますので、御了承を願いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（金田之治君） 情報推進課長 山本 実君。

〔情報推進課長 山本 実君 登壇〕

○情報推進課長（山本 実君） 2番 柴田議員の行政情報公表の仕組みについてのお尋ねがございましたので、お答えを申し上げます。

広報宝達志水でありましたり、あるいは町ホームページなどにつきましては、難しい行財政用語、例えば申し上げますと、起債という言葉につきましては「町の借金」と、あるいは、遵守するという言葉につきましては「守る」に言いかえるなど、そういう配慮をしながら、言いかえの例示集をつくって庁内で共用していく工夫をする必要がある。その上で、まず、行政広報を出したり、町ホームページにつきましては、まず見ていただき、その理解をいただくことがまず重要かと考えておりました。これらの努力を進めさせていただきながら、要はわかりやすく、身近な行政情報の公開に努めていきたいと考えておると

ころでございます。

また、今ほど8番 守田議員の御質問にもお答え申し上げたところでございますが、町の情報収集源として、読みやすく、わかりやすい町の広報紙でありましたり、あるいは常に新しく、使いやすいホームページとするため、近く全職員による研修にも取り組んでまいりまして、今ほど申し上げた具体的な公表の仕組みづくり、より皆さんに御理解いただける仕組みづくりに取り組んでいきたいと考えておるところでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（金田之治君） 次に、12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、宝達志水町の子供たちと高齢者の方々の健康と安全を守るための質問と、介護保険の問題について具体的に一般質問を行います。

まず、乳児と高齢者の予防接種についてお聞きいたします。

今から11年前の1998年に、世界保健機構（WHO）が生まれて間もない乳児に無料で接種するためにも、定期接種に組み込むようにと世界各国に勧告した予防接種があります。H I B（ヒブワクチン）という予防接種であります。世界各国では、このWHOの勧告に従い、既に実施されている予防接種であります。昨年まで、東アジアの国々で実施していないのは、北朝鮮と日本だけでありました。

このヒブワクチンとは、細菌性髄膜炎というゼロ歳から1歳の子供に多く発症する病気の予防接種であります。この病気にかかると5%の子が死亡し、25%の子が知的障害や発育障害などの後遺症が残ると報告されている病気であります。

予防接種法でいうところの定期接種というのは、日本脳炎やポリオなど、決まった年齢で、決まった回数を、決まった場所で接種を受けた場合は無料になる接種のことをいいます。それ以外は任意接種といって、有料となるのであります。

WHOに勧告されてから10年後の昨年、細菌性髄膜炎から子供たちを守る会などが中心になった多くの国民的な運動に押されて、日本でもやっとこのヒブワクチンが認可されたのですが、WHOが勧告したような世界各国で行われている定期接種には至っておりません。大きな父母負担がかかる任意接種の段階であります。年齢によって多くて4回の接種が必要で、1回の接種の金額は大きいのであります。そのため、若い父母の負担が大変であります。

東京都の文京区議会で、ヒブワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書が採択されるなど、少なくない地方自治体が政府に定期接種化を求めるなど、国民の声が高まっています。この声をもっと大きくして、早い時期にこの予防接種が定期接種に位置づけられるような政府への働きかけを、私たち日本共産党宝達志水町委員会でも取り組んでいるところであります。

ただ、これが定期予防接種化されるまで静観しているわけにはいきません。若者たちは大変な経済状況下で一生懸命子育てをしています。その苦勞に報いる政党や議会や行政のバックアップが求められています。ヒブワクチン接種の助成が早急に求められています。

さて、もう少しこの問題を詳しくするために幾つかの質問をします。

第1は、日本における細菌性髄膜炎の罹患状況と町内の罹患数、あれば教えてください。同時に、細菌性髄膜炎という病気についての説明をお願いします。

第2は、ヒブワクチンの国際的な接種状況を教えてください。

第3は、接種1回にどれだけの父母負担が要するのか。

第4は、ヒブワクチン接種に助成制度を設けている国内の自治体数を教えてください。

この問題の最後に町長にお聞きしますが、町ではヒブワクチンが定期接種となるまで助成制度を設けるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、肺炎から高齢者を守る予防接種についてお聞きします。

高齢者の方々にとっては、肺炎は非常に怖い病気の一つであります。肺炎球菌は、肺炎を引き起こす細菌の一種で、高齢者の肺炎では最も多い原因だと言われています。その高齢者の方々がインフルエンザにかかると、肺炎を併発しやすく、死亡率も高くなります。

さて、長野県に宝達志水町の人口と同じくらいの町があります。波田町という松本市と隣接している自治体で、現在、松本市との合併協議会が開催されている町であります。この町が3年前に、高齢者の肺炎球菌ワクチンの町助成を始めました。町に助成を働きかけたのは、この波田町の総合病院の救急総合診療課長の清水医師であります。理由は、インフルエンザから肺炎を併発した高齢者で町立病院がいっぱいになって、ベッドが足りなくなり、同時に、治療する内科医の疲弊がひどく、救急医療が立ち行かなくなったためだと言われています。肺炎球菌ワクチンの町助成が行われるようになって、肺炎で亡くなる方が大きく減り、同時に町の入院患者が減少し、医療費自体が減ったというのであります。

そこで、何点か確認いたします。

まず、町内でインフルエンザから肺炎を併発されて亡くなられた方、この数がわかりま

したら教えてください。

次に、波田町での肺炎球菌ワクチンの町助成の前後における肺炎死の変化、並びに入院数の変化がわかれば教えてください。

次に、肺炎球菌ワクチン接種の助成制度を行っている自治体数を教えてください。

この問題の最後に町長にお聞きします。この肺炎球菌ワクチンも、実は先ほどのヒブワクチンと同様、世界保健機構（WHO）が高齢者の接種を推奨し続けているにもかかわらず、日本の政府がずっと見て見ぬふりをしてきたワクチンであります。私は、構造改革路線の影響だと思っています。腎臓や心臓、呼吸器などに慢性疾患のある方は、肺炎などの感染症にかかりやすく、病状も重くなる傾向があります。

また、抗生物質のきかない肺炎球菌がふえています。このワクチンはそのような耐性肺炎球菌の感染も予防することができると言われていています。肺炎球菌によるすべての肺炎の7割から8割ぐらいを予防できるとも言われています。町内の高齢者の命を守るために、新型インフルエンザが町内で大流行する前に、肺炎球菌ワクチンの接種の助成を高齢者に行うお考えは町長にありますか。お聞きするものであります。

次に、ことし4月からの介護保険認定見直しの実態についてお聞きいたします。

介護保険の見直しに関して、ことし4月に前代未聞の措置が行われました。それは、新たな基準で介護の認定を見直すとして、4月1日から施行された新介護認定基準を、厚労省が、始まって間もない4月17日に、新しい制度による認定で、要介護度が軽くなっても希望者には従来の要介護度で認定するという経過措置を打ち出しました。つまり、新たな認定基準で要介護度が低く判定されても、本人が以前の基準での要介護度を求めれば、それが採用されるというものであります。

厚生労働省は、要介護認定解約は強行実施したものの、立ち往生の状態に追い込まれたといいます。その背景には、4月2日の参議院厚生労働委員会で、我が党の小池参議院議員の、要介護認定見直しの目的が、要介護の状態を軽くみなすことによる給付の削減にあることを、厚生労働省の内部文書を突きつけて明らかにした質問によるものであります。厚生労働省はその内部文書を認めたのであります。

要介護認定は、介護保険のサービスを利用して生活している方とその家族にとっては、必要なサービスを受けられるかどうかの死活問題であります。要支援と要介護では、利用できるサービスが大きく異なります。要支援では介護施設に入ることができなくなります。

さらに、要介護でも、要介護1では車いすや介護ベッドなどのレンタルは、原則として

給付対象外となります。要介護度ごとに在宅サービス利用の上限が決められており、毎日ヘルパーの訪問を受けている人が介護度が軽くなると、支給限度額が足りなくなり、サービスを削るか、それとも限度を超えるサービス分を全額自費で負担することを迫られます。

それだけではありません。介護保険事業者や施設も大きな影響を受けます。それは、介護報酬の多くは同じサービスを提供しても、要介護度によって報酬額が異なってくるからであります。要介護度が重いほど報酬額が高く設定されていて、施設に入ってくる報酬も違ってくるのです。これを意図した厚生労働省の思惑が、小池参議院議員の内部文書を突きつけた質問で立ち往生してしまったのであります。

ある自治体の認定事務担当者は、4月17日の厚生労働省通知を見て、こんなことならなぜ延期しなかったのか。なぜごり押しをしたのかと怒りをあらわにしていました。介護認定審査会の委員の方からも、せっかく真剣に審査判定しても、没になるのだったら審査する意味がない、こういう不満も聞こえてきます。

税金の無駄遣いも指摘されています。認定するのに訪問調査の委託料に1件3,500円、主治医の意見書費用が4,200円、認定審査会を開くたびに1人大体2万円、5人いたら10万円かかる。没にする判定結果を出すのに、こんな無駄な公金を使っていいのかという声も聞こえてきます。

日本共産党は、ことし2月に、介護保険10年を迎えるに当たっての提言を発表しました。その中で、在宅生活を制限する要介護認定制度の仕組みは廃止することを求め、機械的な利用制限の仕組みは廃止して、ケアマネジャーなど現場の専門家の判断で適正な介護を提供する制度を目指すことを提起しています。

さて、介護の予算を意図的に削るためだけに厚生労働省が強行し、いまだ廃棄されずに経過措置となっている、その復活の機会をねらっている要介護認定見直しの基準が、我が町にどういう影響を及ぼしているのかをお聞きするものであります。

第1は、4月からの介護認定審査会で審査された件数と、そのうちの更新申請数、及びそのうちで従前よりも軽度に判定された件数、重度に判定された件数、経過措置によりもとの介護度に戻った件数をお聞きします。

第2は、福祉課は、この4月1日からの要介護認定見直しのどこが問題と認識されているかお聞かせください。

第3に、経過措置はこれまで介護保険を利用されてきた方々だけに適用するのだろうか。つまり、更新申請者だけが経過措置を利用できるのだろうか。新規の要介護認定申請者や

区分変更の申請者には適用できるのかどうかをお聞きします。

第4に、この要介護認定見直しの概略を住民に説明することが求められます。先ほども指摘したように、没にするための審査判定を税金を使ってしているからだけでなく、住民とともにこのひどい要介護度の見直しを告発する必要があるからであります。

この経過措置の適用は、厚生労働省の検証・検討の期間中とされています。検証・検討の委員の中には、経過措置がいつの間にか取り外され、住民が被害を受けることのないようにしなければならないと思うからです。このことを最後に町長にお聞きし、次の質問に移ります。

最後の質問は、町内小中学校におけるAED講習についてお聞きします。

この質問も、町内の子供たちの命と健康を守るための質問ですが、AEDの講習を受けていないからけしからんという意図は全くありません。この質問をきっかけにして、子供たちの安全を守る意識が広がることを願い、質問するものであります。

昨年9月17日、長野県のある自治体で、ソフトボール大会で打席に立った小学校6年生の男子児童が胸にデッドボールを受けて、1塁に向かおうと約10メートル走ったところで突然倒れ、心肺停止状態になりました。その大会に偶然居合わせた違う児童の親である救急救命士の方や看護師の方が応急の心肺蘇生術を施しました。そして救急車が到着し、AED（自動体外式除細動器）を使い、心肺は蘇生し、回復に向かうことができました。

こういう事例は、全国にも、石川県にもあると思います。AEDはだれでも利用することができます。私も、この質問をするために使い方を指導してもらってきました。AEDを使うということは、先ほど長野県の事例で紹介したような心肺蘇生術を施すということでもあります。

心肺蘇生術は、施すほうも手でやると大変で、救急救命士の方でも体力的に数分が限度と言われている過激なマッサージであります。それをAEDから流れてくるテープの声に従い施すだけでいいのであります。難しくはありません。しかし、講習を受けていないと、緊急の場合に遭遇したら何もできないで終わるという感想を持ちました。AEDが設置されている公共の場にかかわる方々が速やかに講習を受け、いざというときに備えることが求められると思いました。

特に、小中学校の児童や、生徒の授業や、課外活動などを行う環境には、必ずAEDの操作のできる大人が常時いることが大事だと思いました。町内の小中学校のAED講習には、学校ごとにばらつきがあり、同時に、体育指導者が主に受講するという状態になって

います。体育指導者だけに責任を押しつけるようなこのあり方を改善しなければ、救える命も救えない現状だということを指摘するものであります。

さて、質問いたします。

第1は、学校におけるAED講習の実態について教えてください。また、この講習の実施責任があるとしたらどこなのか、だれなのかも教えてください。

第2は、AEDがなかったら救えなかった命も救えるチャンスがふえたのは喜ばしいことです。しかし、機械を操作できないと以前と同じです。子供たちがかかわる環境に、少なくとも、AED操作のできる大人や子供たちが必ずいる環境をつくることを教育長に提案したいのですが、いかがでしょうか。

以上、質問を終わります。

○議長（金田之治君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、ヘモフィルス・インフルエンザ菌b型及び肺炎球菌ワクチン接種の助成制度についての御質問であります。肺炎球菌ワクチンは高齢者の肺炎予防効果が高く、死亡率も減ると言われておりますが、子供においては薬事法の承認がなされておられません。

また、ヘモフィルス・インフルエンザ菌b型につきましては、子供の細菌性髄膜炎の罹患状況は全国で年間600人余りでありますが、町内でのデータは現在のところございません。そこで、薬事法に基づく国の対応を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、高齢者を対象にした肺炎球菌ワクチンの助成についてであります。新型インフルエンザの大流行に備えて、町ではインフルエンザ対策本部を設置し、感染予防対策に努めております。

肺炎球菌ワクチンについては、高齢者の肺炎予防効果が高く、インフルエンザワクチンとの併用で死亡者の減少が見られると言われておりますが、全国接種率は4%と低く、まず、インフルエンザの予防対策としての啓蒙に努めてまいりたいと考えております。

なお、町といたしましては、助成については現在のところ考えておりません。

最後に、介護認定の変更申請で、経過措置に該当する方への丁寧な対応と新基準での審査結果の通知についてであります。当町では、要介護認定の更新申請がなされた方に経過措置の制度説明案内文を送付し、要介護度が異なった場合、従来どおりの要介護度を希

望されるかどうかの希望に基づき、更新後の要介護度を決定しております。

また、意思表示が困難な方につきましては、家族など日ごろの状況を把握している方の立ち会いや地域包括支援センターの活用をしながら、制度の十分な周知に努めております。

また、新基準での審査結果の通知につきましては、県内の市町では、現場の混乱や利用者の不安を解消するため、通知しているところはないと聞いておりますが、この経過措置は、本年9月30日をもって終了することとなっており、現段階では通知することは考えておりませんので、御理解をお願いしたいと思っております。

なお、細部につきましては、所管の課長から御説明させますので、御了承をお願いいたします。

○議長（金田之治君） 健康福祉課長 源 大恵君。

〔健康福祉課長 源 大恵君 登壇〕

○健康福祉課長（源 大恵君） それでは、小島議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、細菌性髄膜炎の罹患状況等、町内における罹患率、また、どのような病気か、また、そのワクチンについての御質問でなかったかなというふうに思いますが、国内の子供における細菌性髄膜炎の罹患状況は、先ほど町長答弁のとおり、年間600人余りとなっておりますが、町内における罹患者数のデータは、現在のところございません。

まず、この病気は、ヘモフィルス・インフルエンザ菌b型、略してこれをヒブと呼んでいるわけですが、これは冬にはやるインフルエンザと全く違っておまして、ウイルスではなくて細菌が病原体であるということでございます。また、これと同様に、肺炎球菌によるものもあるわけですが、それぞれ髄膜、また脳脊髄液に侵入しまして、その細菌を病原体として感染し、発病することとなっております。

特にこのヒブが起こす細菌性髄膜炎は、予後が大変悪いというのが特徴でございまして、発病しますと死亡率が5%くらい、それから10%くらいが後遺症が残るということで、その後遺症としましては、聴覚障害、それからてんかん等があるとされております。

このヒブ、また肺炎球菌に対するワクチンのほうでございしますが、ヒブワクチンにつきましては、平成20年12月より販売されておりますが、肺炎球菌に対する小児用のワクチンにつきましては、薬事法の申請がされておりますが、まだそれが承認されていないというのが現状でございます。

また、このヒブワクチンにつきましては、既に100カ国以上の国で承認されまして、定期接種をしている国も多数あるわけですが、日本の現状としましては、先ほどの

議員御指摘のとおりでございます。

次に、ヒブワクチンの接種について父母の負担ということで、このワクチンに対する負担につきましては、このワクチンが最大4回接種しなければならないということでございます。そこで、1回につきまして7,000円から8,700円ということで、その医療施設によって異なるわけでございますが、総額で大体3万円程度の負担となろうかと思えます。

その公費負担につきましては、現在、金沢市が行っておりますが、ただ、金沢市の場合には、4種のワクチンを選択できるようになっているわけですが、その4種のワクチンというのは、水痘、おたふく風邪、一般の冬期に流行するインフルエンザ、そして今のヒブ、このワクチンを選択しまして、児童1人につき1年度1回限りを条件としまして、上限を1,000円と定めております。その1,000円を行っているということでございます。

次に、町内でインフルエンザから肺炎を併発して亡くなられた70歳以上の高齢者の数と、それから長野県の波田町における肺炎球菌ワクチン接種の前後について、どのように変化、また効果があったかということの御質問でございますが、本町での肺炎による死亡者数につきましては、データはありますが、インフルエンザによるものという限定されたデータはございません。

本町における70歳以上の方を対象に、肺炎による死亡者数は、平成18年度には20人となっており、これは70歳以上の人口を対象としておるわけでございますが、全体の0.63%。また、19年度にありましては、13人となっておりまして、0.4%となっております。

先にも述べましたとおり、肺炎にはいろいろな原因がありまして、特に高齢者においては、誤嚥性の肺炎が多くを占めているということが考えられます。特定のデータにつきましては、用いてございませんので御了承願いたいと思えます。

次に、波田町のほうでございますけれども、平成18年度から肺炎球菌ワクチンの接種を実施していますが、その接種率は50%となっております。18年度に18人あった肺炎による死亡者が、19年度には10人となり、8人の減少が見られたとのことでございます。

また、肺炎による入院者数でございますけれども、17年度は87人おられたのが、19年度には56人に減ったとの回答も得ております。ただし、肺炎の併発にはいろいろな原因があることから、予防接種による減少とは言いがたいところもあるという回答もあわせていただいております。

次に、ワクチンに対する助成制度を持っている自治体数という御質問でございますけれども、全国で116の自治体が助成制度を持っております。県内におきましては、白山市、

それから川北町がこの制度を実施しております。

次に、介護認定審査会の審査された件数、それから経過措置によりもとに戻ったケースについてであります。4月から8月までの介護認定審査件数は、**345件**となっております。そのうち更新件数は**252件**となっておりますけれども、軽度に判定された件数が**34件**、そのうちの**23件**が経過措置を適用しております。また、重度に判定された件数**87件**のうち、**10件**が経過措置によりもとの介護認定に戻っておるのが現状でございます。

それから次に、改正された介護認定のどこが問題かという御質問でございますが、これは平成21年4月からの要介護認定の見直しは、要介護認定の適正化と認定の効率化を図るために行われたものでありまして、厚生労働省は、利用者、それから家族の代表者や専門家による検討会を設けまして、その検証を行った結果、認定調査項目のばらつきが拡大した項目、それから質問・要望などが多く寄せられた項目などを中心に修正を行ったわけでございます。

その結果、平成21年10月より要介護認定の調査方法を一部見直しし、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、経過措置については、9月30日をもって終了することとなっております。

次に、新規の介護認定申請者は、3月31日以前の認定基準が適用されるかとの御質問でございますが、あくまでも3月31日以前の認定基準は適用されませんので、御理解のほうをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（金田之治君） 教育長 山下 茂君。

〔教育長 山下 茂君 登壇〕

○教育長（山下 茂君） 12番 小島議員の御質問にお答えします。

AEDについてであります。

現状では、教職員に頼っていますが、児童・生徒の安全性を高めるため、講習会の受講を進めてまいります。AEDの操作は、中学3年生ならば可能であると考えております。教員のみならず、PTAや生徒を対象とした講習会も検討してまいります。

学校内だけではなく、課外授業も教育の重要な要素であり、その安全確保を図ることは当然のことです。クラブ活動等の指導者が操作できるよう、必要な講習会を実施してまいります。

残りのことにつきましては、課長のほうから説明申し上げますので、御了承願います。

○議長（金田之治君） 学校教育課長 栗原政典君。

〔学校教育課長 栗原政典君 登壇〕

○学校教育課長（栗原政典君） A E Dに関する私への質問がございました。御答弁申し上げます。

町内の小中学校には、7校ありますが、すべてA E D（自動体外式除細動器）が設置されております。先ほど議員御指摘のとおりでございますが、昨年はいろんな研修会が開催されておりますが、ばらつきがございますが、一般的な救急講習を含めて延べ8回の講習が行われております。そのうち、志雄中学校では昨年7月に、羽咋郡の町議会議長会が開催いたしました講習会がございましたが、それと同様の普通救命講習というのが行われております。これに教職員が14名受講されております。今年度も既に講習を実施した学校もございますが、全小中学校で救急講習が予定されております。

それから、もう一点の講習会の実施責任者についての御質問であります。学校現場の責任者である学校長に講習会を任せております。各学校長が責任を持って講習会を開催し、今後は教育委員会としても、A E D講習会が適切に行われますように徹底してまいりたいと存じております。よろしく願いいたします。

○議長（金田之治君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 再質問を行います。

まず、ヒブワクチンの件ですけれども、厚労省が公式に出しています細菌性髄膜炎の日本での患者数というのは、毎年1,000人に上ると推定されるというふうに出されています。これ最近やと思います。2007年8月に来た回答です。600人というのは前の結果かなと思います。今1,000人というふうにされています。

ただ、私、ここで言いたいのは、ヒブワクチンにしろ肺炎球菌のワクチンにしろなんですけれども、町長、おどすわけじゃないですけれども、私がここで言う前にそういう事態が起こったときは、これは仕方ないなと思うんですけれども、ただ、ここで一般質問して、さっき簡単に町長は「町負担は考えない」と言われましたけれども、もしもこれから志雄病院なり羽咋病院で肺炎で亡くなる高齢者の方々、細菌性髄膜炎にかかった子の両親、全国で1年間に1,000人ありますけれども、その人らは必ず町長の顔を思い浮かべられるんですよ。ここで質問する前だったらそういうことないですけれども、今後は恐らくそうなると思います。

緊急の大事な命を守る予防接種なんです。これで町が力を出すのかどうか。長いことしないでいいと思います。政権もかわりましたから、すべて期待するわけじゃないですけども、運動でこれが認可されて定期接種、要するに無料で接種できるようになるところというの近い将来あると思います、運動していけば。ただ、そういうときに、それまで全く何もしないという立場では、私どうかなと思うんです。

しないということでしたけれども、一体どれだけの財源が必要かということも含めて、ぜひ考えていっていただけないかな。その答弁されたときは、財源がどうかというのは、恐らく何も出されていないのではないかなというような思いがあったものですから言うたんですけれども、それちょっと検討していただければなというふうな思いです。

それと、だますつもりはなかったんですけれども、実はきょうの朝、私メールを開いて出てきた中身にあったんですけれども、何のことかということ、介護認定の件なんです。新規の方々が今後、4月1日以前の介護認定でやられるのかどうか。今新しいやつじゃなくて、その前のやつで新規の介護度が判定されるのかどうかということで、実はそのことで厚労省とか、いろんなところに問い合わせをずっとやったものが、きょうのメールで入ったんです。

それをぱっと見たんですけれども、ことしの7月17日に、厚生労働省が、3月31日以前の認定でできるという見解を出しているんです。それがきょうのメールでありました。ぜひこれ調べていただいて、私も最初は健康福祉課長と同じ見解で、これはけしからんねという話をしようと思うとったんですけれども、実はきょう届いたメールを見ますと、そういうふうになっていますので、ぜひもう一回それを。

ただ、それを採用するかどうかは自治体の判断なんです。厚労省は責任持ちません、自治体の判断でやってくださいというふうになっているんです。ですから、以前のほうがいい場合もありますので、ぜひどっちもやられて、その人らにとっていい判断をされることをお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（金田之治君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 今ほどの小島議員の再質問についてお答えいたします。

予防対策の助成につきましては、財源上の問題もございますので、今後勉強させていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（金田之治君） 健康福祉課長 源 大恵君。

〔健康福祉課長 源 大恵君 登壇〕

○健康福祉課長（源 大恵君） 今ほどのヒブに感染している年間の子供の数字、600人というふうに言っておりますけれども、確かにインターネットでは推計1,000人と書いてあります。このデータによりますと、いろいろな形で人数が出ておりますので、私のほうでは600人余りということで回答させていただきました。

それから、介護認定の件につきましては、また帰って勉強させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（金田之治君） 以上で、通告のありました一般質問がすべて終了いたしました。これをもって一般質問を終結いたします。

◎決算特別委員会の設置

○議長（金田之治君） お諮りいたします。認定第1号 平成20年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号 平成20年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてまでの認定10件につきましては、6名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第10号までの認定10件につきましては、6名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎決算特別委員会委員の選任について

○議長（金田之治君） お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、宝達志水町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、私のほうより指名いたします。

決算特別委員会の委員に林 一郎君、岡野 茂君、川崎與一君、津田 勤君、柴田 捷君、そして萩山恭子君を指名いたしたいと思っております。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

決算特別委員会の委員長及び副委員長は、宝達志水町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

その互選のため、暫時休憩します。

午後12時27分

午後12時30分

○議長（金田之治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、決算特別委員会で互選されました委員長及び副委員長の報告がありましたので、発表いたします。

決算特別委員会委員長、林 一郎君、副委員長、岡野 茂君、以上のとおりであります。

◎委員会付託

○議長（金田之治君） お諮りいたします。議案第57号から報告第20号までの議案10件、報告1件並びに請願第4号及び請願第5号は、議案付託表及び請願文書表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第57号から報告第20号までの議案10件、報告1件及び請願2件は、議案付託表及び請願文書表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定しました。

◎休会の議決

○議長（金田之治君） お諮りします。委員会審査のため、明9月12日から9月17日までの6日間休会としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、明9月12日から9月17日までの6日間休会とすることに決定しました。

◎散 会

○議長（金田之治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、次回は9月18日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後12時32分散会

平成21年9月18日（金曜日）

◎出席議員

1 番	萩 山 恭 子	8 番	守 田 幸 則
2 番	柴 田 捷	9 番	北 本 俊 一
3 番	津 田 勤	10 番	中 川 信 夫
4 番	中 谷 浩 之	11 番	金 田 之 治
5 番	川 崎 與 一	12 番	小 島 昌 治
6 番	岡 野 茂	13 番	北 信 幸
7 番	林 一 郎	14 番	近 岡 義 治

◎欠席議員

な し

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
教 育 長	山 下 茂
参 事	永 下 和 博
参 事	北 山 茂 夫
総 務 課 長	柏 崎 三代治
情 報 推 進 課 長	山 本 実
財 政 課 長	松 田 正 晴
住 民 課 長	林 谷 茂 和
税 務 課 長 補 佐	北 村 景 子
環 境 安 全 課 長	高 松 守 成
健 康 福 祉 課 長	源 大 恵
産 業 振 興 課 長	太 田 永 作
ふるさと振興室長	藤 井 能 富 夫
地 域 整 備 課 長	高 下 良 博

学校教育課長	栗原政典
生涯学習課長	土上猛
会計課長	中村清康
志雄病院事務局長	鍛冶一良

◎議事日程

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 討 論
- 日程第4 採 決
- 日程第5 各常任委員会、議会運営委員会及び決算特別委員会の閉会中の継続調査及び継続審査

◎開 議

○議長（金田之治君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、9月11日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長報告

○議長（金田之治君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

さきに各委員会に付託いたしました議案及び請願について、審査の経過並びに結果について、特別委員長及び各常任委員長より報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員長 守田幸則君。

〔病院運営特別委員長 守田幸則君 登壇〕

○病院運営特別委員長（守田幸則君） 今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る9月15日に病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、押水クリニックの診療体制の質疑などにより審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、議案を慎重に審査した結果、議案1件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます。病院運営特別委員長報告といたします。

○議長（金田之治君） 次に、産業建設常任委員長 川崎與一君。

〔産業建設常任委員長 川崎與一君 登壇〕

○産業建設常任委員長（川崎與一君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る9月15日、産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

当委員会の審査では、森林整備、また、下水道事業などに関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局からは細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案2件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程における附帯意見として、予算執行に当たっては十分内容を精査することとの意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告申し上げます。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます、産業建設常任委員長報告といたします。

○議長（金田之治君） 次に、教育厚生常任委員長 林 一郎君。

〔教育厚生常任委員長 林 一郎君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（林 一郎君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る9月14日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表及び請願審査表のとおりであります。

委員会では、学校施設の修繕やバスの利用、要介護度認定制度の質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案6件、報告1件は原案のとおり可決あるいは承認すべきものと決定し、請願1件は国で見直しされており、不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます、教育厚生常任委員長報告といたします。

○議長（金田之治君） 次に、総務常任委員長 岡野 茂君。

〔総務常任委員長 岡野 茂君 登壇〕

○総務常任委員長（岡野 茂君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る9月16日に総務常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表及び請願文書表のとおりであります。

委員会では、携帯電話の不感地帯解消事業や指定管理者制度による区の対応など、多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案3件、報告1件は原案のとおり可決あるいは承認すべきものと決定し、請願1件は制度の調査が必要であり、継続審査とすることに決定いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続調査及び継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。総務常任委員長報告といたします。

○議長（金田之治君） 以上で委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（金田之治君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

◎討 論

○議長（金田之治君） これから、議案全般にわたっての討論を行います。討論はありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、議案第65号 指定管理者制度導入に伴う関係条例の整理に関する条例案について、賛成討論を行います。その他の補正予算案等については、討論しないで賛成といたします。

まず、議案第65号に提案されました条例の対象となる施設については、各区のいわゆる会館と言われている35の施設であります。これを国の法改正に伴い、これまでの管理委託制度ができなくなり、指定管理者制度に移行しようという準備のための町条例の改正案であります。

国の法改正ですから、それに準じて町条例を改正しなければならないことには賛成するものであります。しかし、国の法改正は、区の事情を無視してすべてを指定管理者制度に移行するように言っているのではなく、事情によっては町の直営、その会館を管理することを否定していません。それは総務常任委員会の中での私の質疑に対する答弁でも認められたことであります。しかし、条例案には、そのことを反映する条項が欠落しています。総務常任委員会の中での執行部答弁が反映される条項を、以後、追加して改正されることを指摘し、賛成討論といたします。

次に、町民から提出された請願についての討論を行います。

住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願については、県内外の市町村の事例も今後調査検討するために、継続審査となったことは否定するものではありません。しかし、新要介護認定制度の中止・撤回を求める意見を国に提出を求める請願書を採択しないとする委員長報告に反対するものであります。

それは、ことし4月から採用された新介護認定基準を反省しないで、今のままにして進めるのか、それとも介護保険を利用する方々の立場に立った決定をするのが、実は今月9月30日に決められようとしております。4月から採用された新介護認定基準は、一般質問でも指摘しましたように、多くの問題を抱えています。

ここに、ある事例を御紹介いたします。

脳梗塞後遺症のために右半身が麻痺し、心臓疾患もある方で、日常生活と家事は夫にすべてを依存されていた方がおられます。この方は介護3の認定を受けていましたが、唯一の介護者であった御主人が3月に亡くなりました。そのために、この4月から改めて新認定基準で新しい介護度を認定してもらおうと、これまで介護3だったものが要支援1となりました。そのため、ヘルパーさんが毎日訪問しないと在宅生活ができないにもかかわら

ず、介護3ではできますが、できないために、週2回しか来てもらえなくなったのであります。

そして、要支援1となったために、施設にも入ることができません。なぜこのようなことが起こったのかといいますと、新認定基準には移動や食事摂取、排尿や排便、上衣やズボンの着脱などは、介助されているかどうかで評価されます。介助されているかどうかです。自分でできるかどうかは考慮されないような新しい基準になりました。

この方は、唯一の介助者である御主人が亡くなったために、すべて介助されていないと判断され、それはこの新認定基準からいうと、自立していると判断されたのであります。介助が必要なのに自立と判定され、介護が受けられない。しかも、これまででしたら審査会の2次判定で改善される余地がありましたが、新基準では、2次判定のためのテキストも改訂されました。審査会での議論や判断の余地も狭められるように変更されたのであります。

この新認定基準を撤回するようという請願は、介護保険利用者、町民の方々すべての要望ではないでしょうか。他町でも採択されているこの意見書を早急に国に提出することを求め、討論を終わるものであります。

以上。

○議長（金田之治君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

◎採 決

○議長（金田之治君） これより採決に入ります。

議案第57号 平成21年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第57号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第58号 平成21年度宝達志水町国民健康保険特別会計

補正予算（第2号）から議案第64号 平成21年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）までの議案7件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第58号から議案第64号までの議案7件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号から議案第64号までの議案7件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第65号 指定管理者制度導入に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第65号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第66号 宝達志水町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第66号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、報告第20号 専決処分の報告について、専決第18号 平成21年度宝達志水町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。報告第20号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、報告第20号は委員長の報告のと

おり承認されました。

○議長（金田之治君） 次に、報告第21号 平成20年度決算に基づく健全化判断比率等については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

○議長（金田之治君） 次に、請願第4号 「住宅リフォーム助成制度」（仮称）の創設を求める請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は継続審査です。請願第4号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、請願第4号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

○議長（金田之治君） 次に、請願第5号 新要介護認定制度の中止・撤回を求める意見を国に提出を求める請願書を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第5号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立少数です。よって、請願第5号は不採択とすることに決定しました。

◎各委員会の閉会中の継続調査及び継続審査の申し出について

○議長（金田之治君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査及び継続審査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長から、議会会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査及び継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長からの申し出の

とおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、議会運営委員長及び決算特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（金田之治君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成21年第3回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後2時26分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 金 田 之 治

署名議員 林 一 郎

署名議員 守 田 幸 則